

H-IIA ロケット 10 号機による情報収集衛星の 打上げに係る安全対策について（調査審議結果の概要）

平成 18 年 7 月 13 日
安全部会

1. はじめに

平成 18 年度に、H-IIA ロケット 10 号機により情報収集衛星の打上げが予定されている。

この打上げに係る安全を確保する必要があることから、宇宙開発委員会安全部会は、「ロケットによる人工衛星等の打上げに係る安全評価基準」（平成 16 年 12 月 13 日宇宙開発委員会安全部会。以下「安全評価基準」という。）に基づき、平成 18 年 7 月 13 日に調査審議を行った。

2. 調査審議項目

H-IIA ロケット 10 号機の打上げに関して、以下の観点から、安全対策の妥当性について調査審議を行った。

なお、安全対策における従前号機からの変更点は、地上安全対策に係る警戒区域の設定についての変更及び飛行安全対策に係る打上げ時の落下物等に対する安全対策についての変更等であった。

(1) 保安及び防御対策

(2) 地上安全対策

- ロケットの推進薬等の射場における取扱いに係る安全対策
- 警戒区域の設
- 航空機及び船舶に対する事前通報
- 作業の停止等
- 防災対策

(3) 飛行安全対策

- 打上げ時の落下物等に対する安全対策
- 打上げ時の状態監視、飛行中断等の安全対策
- 航空機及び船舶に対する事前通報
- 軌道上デブリの発生の抑制

(4) 安全管理体制

- 安全組織及び業務
- 安全教育訓練の実施
- 緊急事態への対応

3. 調査審議結果

H-IIA ロケット 10 号機の打上げにおいて**独立行政法人宇宙航空研究開発機構**（以下「**機構**」という。）が実施しようとしている保安及び防御対策、地上安全対策、飛行安全対策並びに安全管理体制は、平成 18 年 7 月 13 日に非公開で行われた調査審議により、「安全評価基準」に規定する要件を満たし、所要の対策が講じられており、妥当であると考えられる。

なお、ミッション固有の保安及び防御対策については、**機構**において関係機関の適切な協力・対応がなされるものと認識し

~~ている。~~ことを確認しているとともに、機構として必要な対応を行っている。

4. その他

「(会議の公開) 第 13 条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。」(宇宙開発委員会の運営等について 平成 13 年 1 月 10 日宇宙開発委員会決定) に従い、安全部会は、原則として公開とし、特段の事情がある場合には非公開とすることとしている。

情報収集衛星は、平成 10 年度の閣議決定に基づき、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とした衛星であり、当該ミッションの性質上、情報の保全管理が求められていることから、H-IIA ロケット 10 号機の打上げに係る安全部会における安全評価は、上記第 13 条に基づき、非公開により実施した。

【議事】

(1) H-IIA ロケット 10 号機の打上げについて

松尾 安全部会長が資料 26-1 (調査審議結果) を丁寧に説明したあと、下記のようなやり取りがあった。

井口：非公開の部会であったが自分も出席し、聞かせてもらった。審査は大変厳密な物であった。

井口：質問がないようなので、これを承認としたい。

(異議なし)

尚、第 2 回安全部会で配布された原案との相違を「見え消し」で示した。赤字が追加され、~~二重取り消し線~~が削除された部分である。